平成２５年（フ）第１５３号
北九州市小倉南区長野本町２丁目３番１―501号
債務者　三林　美雪
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江上　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月27日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１９号
宮城県栗原市築館字萩沢小倉28番地１
債務者　白鳥　壽夫
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　　大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月11日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第６２号
神戸市兵庫区水木通６丁目３番３号　デイ・パピヨン303号
債務者　宮丸　康治
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　都竹　順一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月27日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６９号
高知市新本町２丁目19―14　英ハイツ202号室、住民票上の住所高知市長浜5085番地
債務者　浜田　伸夫
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紫藤　秀久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１３２号
宮城県大崎市古川小林字南46番地
債務者　高橋　光浩
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　　大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月11日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１５６号
大阪府貝塚市澤1225番地５
債務者　アトム電器二色浜店ことかわちでんかストアー二色浜店こと　前田　　治
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桐山　昌己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６３号
兵庫県宝塚市小浜５丁目12番26号、前住所兵庫県宝塚市小浜５丁目３番８号
債務者　田中　勝彦
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月11日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第１３０号
埼玉県三郷市早稲田７丁目４番地１号棟106号
債務者　後藤　勝貴
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５５１号
横浜市港北区大曽根２丁目49番11号　101号
債務者　宮下　　渉
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　広瀬　正晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月17日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３８号
兵庫県西宮市東町１丁目13番５―708号
債務者　日比野伸史
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾藤　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２４年（フ）第２０９１号
札幌市手稲区西宮の沢５条２丁目７番11―102号
債務者　奥崎美稚子（旧姓鍔山）
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第９８号
北海道久遠郡せたな町瀬棚区北島歌126番地
債務者　千葉　勝美
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２５７号
埼玉県川口市領家３丁目12番18号　コーポ丸善202号、旧住所埼玉県蕨市塚越２丁目９番９号
債務者　福田　愛子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１６４号
埼玉県川口市柳崎１丁目18番９号
債務者　高木泰弘こと　朴　　泰弘
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２２３号
埼玉県久喜市上町21番13号
債務者　相　　恵子
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１９号
岡山県倉敷市玉島長尾2317番地５　ファミーユ新倉敷Ｂ203号
債務者　前田美恵子
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２０号
長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷351番地、住民票上の前住所福岡県福岡市早良区原２丁目10番14―502号
債務者　戸﨑　利幸
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
長崎地方裁判所五島支部